平成２３年（フ）第７９号
熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲590番地
債務者　飛永　佳代
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第８１号
熊本県球磨郡球磨村大字一勝地甲590番地
債務者　飛永健次郎
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１７６号
栃木県栃木市大平町新992番地１　福冨アパート７号棟、従前の住所栃木県下都賀郡岩舟町大字静1206番地17
債務者　鈴木　忠次（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成24年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１８０９４号
東京都世田谷区世田谷２丁目28―12
債務者　齊藤　澄子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０９５号
東京都大田区山王２丁目29―３
債務者　柴田　永子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２１９号
東京都台東区浅草橋２―29―12　ＡＢＣビル813、最後の住民票上の住所東京都板橋区高島平９丁目１－８―1211堀金方
債務者　遠藤　哲夫
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３９０号
東京都板橋区赤塚１丁目28―５―102
債務者　山田　伸司
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３９１号
東京都大田区東六郷３丁目８－４―601
債務者　下宮　正己
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３９２号
東京都大田区東六郷３丁目８－４―601
債務者　下宮　泰子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２９６号
沖縄県宜野湾市喜友名１丁目11番15―211号コーポラスきゆな
債務者　新城　　勉
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３０７号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋487番地　喜屋武正一アパート201
債務者　神村　徳子
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３１０号
沖縄県宜野湾市喜友名１丁目29番８号　丸勝アパートＢ―Ｄ号
債務者　村山　友賢
1　決定年月日時　平成24年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３４２号
愛知県豊橋市東小池町121番地26―101
債務者　本郷　富子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２９９号
長崎県佐世保市権常寺町1139番地37
債務者　福崎　広則
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３００号
長崎県佐世保市権常寺町1139番地37
債務者　福崎真理子
1　決定年月日時　平成24年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係